

## 国民年金保険料免除の受け付けが7月から始まります

健康づくり課 国保年金係 (Tel.64-1529), 大牟田年金事務所 (Tel.52-5294)

### 令和3年度の保険料納付額

区分	保険料 (月額)	受け取る年金額の割合
免除なし (通常納付)	16,610円	全額
4分の1免除 (4分の3納付)	12,460円	8分の7
半額免除 (2分の1納付)	8,310円	8分の6
4分の3免除 (4分の1納付)	4,150円	8分の5
全額免除	0円	2分の1
納付猶予	0円	追納により反映

国民年金の長い加入期間中には、病気やケガ、失業などの経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合もあります。そんなときには「国民年金保険料免除制度」をご利用ください。

※本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

※20歳から50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度もあります。

■免除期間と受付期間  
7月から来年6月まで  
※7月1日(木)から受け付けます。

※申請時点から原則2年1か月前までさかのぼって申請できます(学生納付特例も同様です)。

■受付場所  
▽健康づくり課 国保年金係  
▽山川支所 市民サービス係  
▽高田支所 市民サービス係  
▽大牟田年金事務所

■持つてくるもの  
年金手帳、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)  
※離職票などが必要な場合があります。  
※代理人による申請の場合、代理人の本人確認ができるものや委任状が必要です。

### 1) 注意ください

- 免除承認期間は、老齢基礎年金を受給するための資格期間に反映されます。また、障がいや死亡といった不慮の事態が起きたときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるために必要な期間にも反映されますが、免除などの申請が遅れると、それらの年金が受けられない恐れがありますので、速やかに申請してください。
- 承認された期間の保険料は10年以内に追納しないと、将来受け取る老齢基礎年金は減額されます。一部免除は、免除後の保険料を納付しないと未納扱いとなります。
- 失業者は離職票・雇用保険受給資格者証などの写しを添付することで、また、天災により被災し住宅・家財その他の財産についておおむね2分の1以上損害を受けた人は、り災証明などを添付することで、それぞれ特別に「所得なし」とみなすことができます。
- 所得の審査対象者が市県民税未申告の場合、審査ができませんので、速やかに申告をしてください。
- 申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除、納付猶予が承認された人(離職や天災が理由の場合は対象外)に限り、申請時に希望すること、翌年度以降は改めて申請を行わずに、継続して申請があったものとして自動的に審査にかかる「継続申請」ができます。
- 学生の場合は「学生納付特例制度」をご利用ください。

## 8月から国民健康保険証が新しくなります

健康づくり課 国保年金係 (Tel.64-1529)



市ホームページ

8月から使用する国民健康保険証(桃色)を、7月下旬に簡易書留で送付します。届かない場合、8月1日までは大牟田郵便局(電話0570-943-660)、8月2日からは国保年金係にお尋ねください。現在使っている保険証(薄緑色)は、8月以降に各自で処分してください。裏面は臓器提供の意思表示欄になっています。活用ください。

■各種認定証も新しく  
認定証の有効期限は7月31日までです。現在、8月から使用する認定証の更新を受け付けています。引き続き必要な人は申請をしてください。

■対象となる認定証  
▼限度額適用認定証  
▼限度額適用・標準負担額減額認定証  
▼標準負担額減額認定証

■申請場所  
健康づくり課 国保年金係、各支所 市民サービス係

■必要書類  
▼国民健康保険被保険者証  
▼世帯主の印鑑  
▼世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの  
▼来庁者の本人確認書類  
▼現在お持ちの各種認定証  
▼長期入院の人は過去1年間のうち91日以上入院日数を証明できるもの(領収書など)

※国民健康保険税に未納がある場合、交付できない場合があります。  
※70歳以上で、所得区分が「一般」・「現役並みⅢ」の人は申請の必要はありません。

## 国民健康保険税の税率



市ホームページ

税務課 市民税係 (Tel.64-1511)

国民健康保険は、病気やけがをした時に安心して医療を受けられるよう、加入者のみなさんの国民健康保険税と国、県、市の公費などで運営する相互扶助の制度です。平成30年度から、県全体の保険給付費等を賄うために必要な額を県内市町村で分かち合う制度として、県と市町村国民健康保険の共同運営が始まり、各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準に応じた額を市町村が県に納付する国保事業費納付金(以下、納付金)と国、県の公費で運営しています。このことから、みやま市は令和2年度から県が市町村ごとに示した標準保険料率のとおり、納付金の主な財源となる国民健康保険税の税率を改定しています。今回、令和3年度の国民健康保険税の税率を次のとおり改めましたのでお知らせします。なお、標準保険料率は、年度ごとに算定されますので、今後、みやま市の国民健康保険税もあわせて改定する予定です。

【普通徴収(納付書・口座振替)の納期】  
7月から3月までの毎月が納期です。4月から3月までの加入期間について、最大9回に分割して納めることとなります。(納付期数や期別納付額は、加入者の異動により変更されることがあります)

### 令和3年度の税率・税額および課税限度額 (カッコ内は昨年度の税率等)

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
	加入者の前年中の課税所得に対して乗じる率	加入者1人当たりの税額	1世帯当たりの税額	算出税額の上限
医療給付費分	7.61% (8.63%)	27,545円 (31,098円)	29,236円 (33,306円)	630,000円 (630,000円)
後期高齢者支援金分	2.54% (2.53%)	8,980円 (8,940円)	9,532円 (9,575円)	190,000円 (190,000円)
介護納付金分	2.50% (2.16%)	11,202円 (9,819円)	8,830円 (7,687円)	170,000円 (170,000円)

### 税額の軽減を受ける世帯の所得

軽減割合	所得判定基準額
7割軽減	43万円以下
5割軽減	43万円+(28万5千円×被保険者数)以下
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数)以下

※世帯主や被保険者に前年の給与収入が55万円を超える人や公的年金収入が60万円(65歳以上の場合は125万円)を超える人が複数いる場合は左記の額に10万円×(当該人数-1)を加算します。  
※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人が、引き続き同一世帯に所属している場合は被保険者数に含めます。  
※未申告などの理由により所得が不明な人がいる世帯は軽減されません。